

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 従来、「公益法人会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を適用していたが、当年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
この変更により、従来は管理費として計上していた役員報酬の一部を事業費として計上しているが、その影響額は軽微である。また、経常費用及び当期経常増減額並びに当期一般正味財産増減額に与える影響はない。
さらに、棚卸資産の評価基準についても、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しているが、この変更による影響は無い。
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
出版物・図録等 ……個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
基本財産 ……定額法によっている。
特定資産 ……定額法によっている。
その他の固定資産 ……定額法によっている。
リース資産 ……該当無し。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金 ……支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。
退職給与引当金 ……当期末における退職給付債務に基づき計上している。
- (5) 消費税等の会計処理について
税込み処理によっている。